

## やいづ健康マイレージ協賛品取扱基準

### (目的)

第1条 本基準は、やいづ健康マイレージ協賛コース募集要領第4条第5項の規定に基づき、協賛品の選定及び取扱いに関する具体的基準を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 協賛品は、やいづ健幸応援団の趣旨に基づき、市民の健康づくりに寄与し、地域の店舗や事業者を知るきっかけとなるものとする。

2 協賛品の提供及び取扱いに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他関係法令を遵守するものとする。

### (協賛対象外品)

第3条 協賛品として次の各号に該当するものは、取り扱わない。

- (1) たばこ類（電子たばこ、喫煙用具を含む。）
- (2) ギャンブル関連（競艇、パチンコ、宝くじ等を含む。）
- (3) 興信所、探偵事務所、占い等、個人情報等を不当に取り扱うおそれのある事業に関するもの
- (4) 国家資格等に基づかない療法、施術又は医療類似行為（例：無資格マッサージ等）
- (5) 法令又は条例に違反するもの
- (6) 公序良俗に反するもの、又は不快感や危険を与えるおそれのあるもの
- (7) 政治的、宗教的、又は特定の思想を宣伝・支持するもの
- (8) その他、市が客観的かつ合理的な理由により不相当と認めるもの

### (特定品目の取扱い)

第4条 次の協賛品は、条件を満たす場合に限り取り扱うことができる。

- (1) アルコール類は、適正な提供量であり、健康を害するおそれのない範囲内に限る。
- (2) 割引券、商品券、プリペイドカードその他これらに類するものは、地域の店舗等で利用できるもののうち、市が適当と認めたものに限る。

### (協賛品の価格の目安)

第5条 抽選により提供する協賛品の価格の目安は、500円単位で設定するものとする。

- 2 割引券については、割引額が利用金額の2分の1以下となるように設定するものとする。
- 3 随時引換により提供する協賛品については、200円以下の商品またはサービスとする。

(協議)

第6条 本基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、市と協賛事業者が協議して定めるものとする。

(附 則)

この基準は、令和7年12月1日から施行する。

(附 則)

この基準は、令和8年3月13日から施行する。

(附 則)

この基準は、令和8年5月15日から施行する。